



病院・有床診療所などの消防用設備等の経過措置期限について

平成 25 年に福岡県福岡市において発生した有床診療所火災では、多数の死傷者が発生したことから消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）が改正されました。
この改正により病院や有床診療所等に対する「スプリンクラー設備」などの消防用設備の設置基準が大きく改正されたため、改正後の経過措置期限についてお知らせします。

対象となる消防用設備等

・消火器

全ての病院・有床診療所等に、設置が必要です。（平成 28 年 4 月施行）

・屋内消火栓設備

平成 37 年 6 月 30 日までに、病院・有床診療所等が耐火構造や準耐火構造であっても、原則、延べ面積 1,000 m²以上のものには、設置が必要です。（平成 28 年 4 月施行）

・スプリンクラー設備

平成 37 年 6 月 30 日までに、次に該当する病院・有床診療所等は、設置が必要です。（平成 28 年 4 月施行）

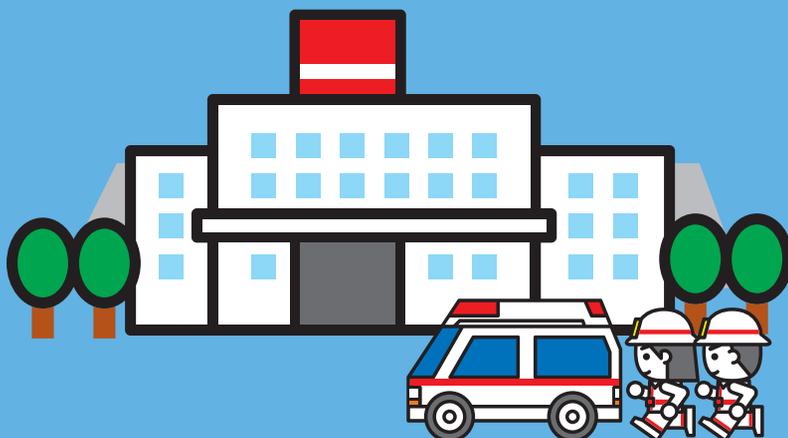
- 1 病院（病床数が 20 床以上のもの）のうち、次のいずれにも該当するもの。
 - (1) 内科、整形外科など、避難のために患者の介助が必要とされる診療科名を有するもの。
 - (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床、同項第 5 号に規定する一般病床を有するもの。
 - 2 診療所（病床数が 19 床以下のもの）のうち、次のいずれにも該当するもの。
 - (1) 内科、整形外科など、避難のために患者の介助が必要とされる診療科名を有するもの。
 - (2) 4 床以上の患者を入院させるための施設を有するもので、入院が常態化しているもの。
 - 3 前 1 又は 2 以外で、延べ面積 3,000 m²以上のもの。
- ※ 1 及び 2 は、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。

・自動火災報知設備

全ての病院・有床診療所等に設置が必要です。（平成 27 年 4 月施行）

・消防機関に通報する火災報知設備

平成 31 年 3 月 31 日までに全ての病院・有床診療所等に設置が必要です。（平成 28 年 4 月施行）



病院・有床診療所等に該当するかの判断やスプリンクラー設備の設置基準は、非常に複雑ですので、詳しくは管轄の消防にお問い合わせください。

